

お客様各位

環境エネルギー株式会社
プラント営業部

気流乾燥機設置に伴う各署届出のお願い

気流乾燥機「風神」シリーズの導入及び使用時において、労働安全衛生法に基づき事業者様に下記の通り法的義務が生じます。

また、自治体によっては所轄消防局へ乾燥設備設置届提出の必要があります。

さらに、対象となる施設では、上位機種の一部が騒音規制対象となり、役場への申請が必要な場合があります。

そのため、お客様においては、法令の遵守をお願い致します。

1. 乾燥設備を設置・移転する場合、又は主要構造部分を変更する場合、事業者は、工事開始の30日前までに厚生労働大臣へ届け出ることが義務付けられています。(労安法第88条、安衛則第85条)
2. 乾燥設備を設置した場合、事業者は乾燥設備作業主任者を選任し、労働災害を防止するため労働省令で定める事項を行わせることが義務付けられています。(労安法第14条)
また、対象となる乾燥設備は以下の通り定められています。(安衛法施行令第6条)
 - ①乾燥設備のうち、危険物等(別表第一に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。)に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの
 - ②乾燥設備のうち、危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時十キログラム以上、液体燃料にあつては毎時十リットル以上、気体燃料にあつては毎時一立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が十キロワット以上のものに限る。)
3. 乾燥設備を設置した場合、事業者は定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておくことが義務付けられています。(労安法第45条、安衛則第299条)
4. 乾燥設備を設置する場合、自治体によっては消防局へ届出、及び、壁や天井などの可燃物から一定の距離を保つことが義務付けられる場合があります。
5. 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(※)を除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)(騒音規制法施行令別表第1第2の項)

詳細は所轄の労働基準監督署若しくは、消防局、市町村役場へお問い合わせください。

今後とも変わらず弊社製品へのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。